

職業安定分科会雇用保険部会(第124回)	資料2
平成29年4月18日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱



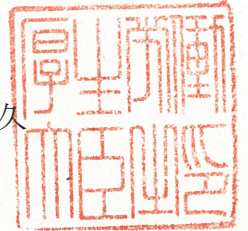
厚生労働省発職 0418 第2号

平成29年4月18日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 日雇労働被保険者となったことの届出を受けた管轄公共職業安定所の長は、当該届出をした者に対し、日雇労働者及び日雇労働被保険者に該当することを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができるとすること。（第七十一条第三項関係）

第二 日雇労働被保険者手帳の交付は、日雇労働被保険者資格取得届を提出した者が日雇労働者及び日雇労働被保険者に該当すると認められる場合に限るものとする。（第七十三条第一項関係）

第三 日雇労働被保険者資格継続の認可申請は、原則として、日雇労働被保険者が、雇用された適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の長に、当該事業所の事業主を経由して申請しなければならないものとする。（第七十四条第一項関係）

第四 日雇労働被保険者に係る失業の認定においては、管轄公共職業安定所の長は、当該認定を受けようとする者の求職活動の内容を確認するものとする。（第七十五条第一項関係）

第五 その他所要の改正を行うこと。

第六 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年五月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条関係）